

令和8年度 鹿児島県地域林政アドバイザー育成研修募集要領

1 研修目的

地域の森林・林業行政において、現場に最も密着した行政主体である市町村の役割は重要性を増しており、その内容も高度化しています。

また、平成30年5月に成立した森林経営管理法により、市町村がその区域内に存する森林について経営管理の確保を図る森林経営管理制度が創設され、その期待はより大きなものとなっています。

一方、市町村の森林・林業行政の体制は、専門的知見を有する者も限られており、今後、森林資源の成熟を、地域の林業・木材産業の成長産業化や地方創生につなげていくためには、市町村の森林・林業行政を支援する体制を構築することが必要です。

地域林政アドバイザー制度は、市町村が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るもので、今回の研修については、当該人材に必要な森林・林業に関する知識・技術の習得を目的に開催します。

2 研修日程 令和8年10月7日（水）～10月9日（金）

（講義：令和8年10月7日（水）～8日（木）、現地研修：令和8年10月9日（金））

3 研修場所 カクイックス交流センター（鹿児島市山下町14-50） ほか

①講義 10月7日～8日・・・カクイックス交流センター小研修室第3

②現地研修 10月9日・・・（場所調整中：鹿児島市近辺）

4 受講対象

(1) 県内市町村の職員経験者等

- ・ 市町村において林務、財産管理（公有林）、地籍調査等の業務を経験した者（再任用中又は再任用を検討している者を含む）

(2) 国や県の職員経験者等

- ・ 国の資格・要件（別紙チラシ参照）に該当する者（以下「有資格者」）であって、直近の制度・情勢等について当該研修の受講を希望する者
- ・ 再任用職員等（有資格者を除く）であって、任用期間終了後に当該人材として雇用されることを希望する者

(3) その他

- ・ 地域精通者でかつ、自治体活動等に協力的であって、当該人材として雇用されることを希望する者
- ・ 森林組合や林業事業体の業務経験者等で、地域の森林・林業に精通している者
- ・ 森林ボランティア活動業務経験者等で、当該業務を遂行できる者
- ・ 法人委嘱を想定して、森林組合や林業事業体に所属する森林経営プランナー等
- ・ 鹿児島県内で活動予定の者
- ・ その他市町村が適当と認める者

5 研修内容

研修項目	内 容
森林計画制度、森林法令 (講義)	・ 森林計画制度、市町村森林整備計画 ・ 伐採及び伐採後の造林の届出 ・ 保安林制度・林地開発許可制度 ・ 森林経営計画（施業の集約化） ・ 森林の土地の所有者届出制度
市町村における森林・林業施策（講義）	・ 市町村における市町村の役割 ・ 森林経営管理制度（基本） ・ 森林経営管理制度（応用）
森林経営、森林整備 (講義+現地研修)	・ 森林経営の適否 ・ 森林境界の明確化 ・ 路網整備 ・ 作業システム（林業機械を踏む） ・ 再造林の推進 ・ 優良種苗の生産 ・ 森林整備事業等の補助施策
森林情報の活用（講義）	・ 森林 GIS ・ 林地台帳の整備・運用
活動事例報告（講義）	・ 森林経営管理制度市町村取組事例等
グループ討議（演習）	・ 目指す地域林政アドバイザー像（仮）

※内容は変更になる場合があります

6 募集人数 15名（定員）

※受講決定者には決定次第お知らせします。

7 募集期間 令和8年7月27日(月)から9月11日(金)まで

8 経 費 受講料は無料ですが、旅費等は受講者負担となります。

9 申込方法

① 市町村推薦

市町村からの推薦の場合は、対象者の推薦書を以下の申込先へご提出ください。

② 一般募集

電子申請または、研修受講申込書により、以下の申込先へお申込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/R8kagoshima-adviser>



電子申請QRコード

10 申 込 先

鹿児島県環境林務部森林経営課計画指導係

〒890-8577 住所：鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3360、FAX：099-286-5609

メール：keikakusidou@pref.kagoshima.lg.jp

11 そ の 他

研修を受講された方には、「修了証書」を交付します。

なお、当研修については、地域林政アドバイザーとして必要な森林・林業に関する知識・技術の習得を目的としており、市町村において雇用されることを確約するものではありません。